

追加要監視項目の測定計画への位置づけについて

1 目的

要監視項目として追加された 8 項目について、公共用水域の常時監視の水質測定計画へ位置づける。

(1) 水生生物の保全に係る水質要監視項目

(平成 15 年 11 月環境省通知：参考資料 1)

- ・クロロホルム
- ・フェノール
- ・ホルムアルデヒド

(2) 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する水質要監視項目

(平成 16 年 3 月環境省通知：参考資料 2)

- ・塩化ビニルモノマー
- ・エピクロロヒドリン
- ・1,4-ジオキサン
- ・全マンガン
- ・ウラン

2 平成 20 年度以降の測定計画への位置づけ

平成 16～18 年度に実施した実態調査の結果から、追加要監視項目に関する平成 20 年度以降の測定計画（案）を以下のとおりとする。

実態調査結果	水域	項目	地点	回数
指針値超過	河川	エピクロロヒドリン	庄内川水分橋始め 2 地点	年 4 回
		クロロホルム	逢妻川境大橋	
		全マンガン	日光川日光大橋	
	海域	ウラン	伊勢湾、衣浦湾、渥美湾各代表 1 地点	年 1 回
指針値以下 ～指針値の 50%以上	河川	全マンガン	新川萱津橋始め 10 地点	年 2 回
指針値 50%未満	河川	クロロホルム	木曾川犬山橋始め 7 地点	年 1 回 (ローリング調査可)
		ホルムアルデヒド	日光川北今橋始め 13 地点	
		1, 4-ジオキサン	鹿乗川米津小橋	
		全マンガン	五条川待合橋始め 24 地点	
		ウラン	阿久比川半田大橋始め 5 地点	
未検出	河川	フェノール		今後の状況により、測定計画に位置づけ
		塩化ビニルモノマー		